

## 郵便分野ガイドライン解説に追記する事例の検討について

---

- 日本郵便は、郵便法第8条に規定する「信書の秘密」及び「郵便物に関して知り得た他人の秘密」について、原則として第三者提供が認められていない。
- ただし、「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説」（以下「郵便分野ガイドライン解説」という。）は、「郵便物に関して知り得た他人の秘密であって、比較衡量の結果、その情報を用いることによる利益が守られる利益を上回ると認められ、第三者提供が可能となると考えられる事例」として、以下の4つを掲げている。
  - (1) 空家等（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態等にあるものに限る）の所有者の連絡先を提供する場合
  - (2) 大規模災害等の緊急時に被災者情報等を提供する場合
  - (3) 税の滞納者の転居先情報を提供する場合
  - (4) 弁護士会からの照会に対応する場合（弁護士会がDV・ストーカー・児童虐待に関連なしと認めた照会に限る）
- 今般、新たに、郵便局データの公的機関への提供に関するニーズが寄せられている。

寄せられているニーズ	根拠法令	必要となる郵便局データ	提供先
捜査関係事項照会・裁判執行関係事項照会での活用【法務省】	刑事訴訟法 第197条第2項、第507条	転居届に係る情報	検察庁
空家法改正に伴う更なる空家等対策への活用（管理不全空家等、空家等活用促進区域内の空家等）【国土交通省】	空家等対策の推進に関する特別措置法 第10条第3項		地方自治体

- これらが、比較衡量の結果、郵便物に関して知り得た他人の秘密を用いることによる利益が守られる利益を上回ると認められ、第三者提供が可能となると考えられる事例（＝郵便分野ガイドライン解説に追記する事例）に該当するか、該当する場合は改訂案の検討が必要。
- 想定スケジュール
  - ・ 第4回（10/4）：法務省、国交省からのヒアリング
  - ・ 第5回（来年1月頃目途）：郵便分野ガイドライン解説の改訂案の検討（その後パブリックコメントを予定）
  - ・ 第6回（来年3月頃目途）：郵便分野ガイドライン解説の改訂

**【郵便物に関して知り得た他人の秘密であって、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められ、第三者提供が可能となると考えられる事例】**

- 事例 1) 地方公共団体が、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項の規定に基づき、空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の転居届に係る情報を、以下の2点を明らかにした上で照会してきた場合であって、事業者が、当該所有者等の同意を得ることなく、転居届に係る情報を提供する場合。
- ① 当該空家等がそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にあり、その除去等が周辺住人や通行人の生命、身体の保護のために必要であることから、これらの措置を所有者等を実施させるためにその連絡先を把握する必要があること
  - ② 当該自治体が他に取り得る合理的な手段や方法では、空家等の所有者等に関し、必要な情報が入手できないこと
- 事例 2) 大規模災害や事故等の緊急時に、被災者情報・負傷者情報等を地方公共団体等に提供する場合。
- 事例 3) 徴収職員又は徴税吏員が、国税徴収法第146条の2又は地方税法第20条の11の規定に基づき、国税又は地方税に関する調査について必要があるときに行う協力要請として、住民票を異動せず転出し所在の把握が困難となっている滞納者の転居届に係る情報を照会してきた場合であって、事業者が、当該滞納者の同意を得ることなく、転居届に係る情報を提供する場合。
- 事例 4) 弁護士会が、弁護士法第23条の2の規定に基づき、訴え提起等の法的手続を採ろうとする者（弁護士会が照会申出を審査してDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断した旨を表示して発出した照会に係る者に限る。）が申立ての相手方の住所の特定を図ろうとするため又は判決等の強制執行をするに際して相手方の住所を特定するため、住民票を異動せず転出し所在の把握が困難となっている当該相手方の転居届に係る情報を照会してきた場合であって、事業者が、当該相手方となる者の同意を得ることなく、転居届に係る情報を、当該弁護士会に提供する場合。

なお、これらの場合において提供できる個人データは、その目的の達成に必要な最小限の範囲のものでなくてはならない。

## 1 目的

総務省では、信書の秘密、郵便物に関して知り得た他人の秘密及び個人情報の適切な取扱いを確保しつつ、郵便局が保有・取得するデータ（以下「郵便局データ」という。）の有効活用を促進するため、令和3年10月から「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」を開催し、郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示第167号。以下「郵便分野ガイドライン」という。）の解説の改訂を行うとともに、郵便局データ活用に向けた基本的な考え方や日本郵政・日本郵便の取組、総務省等が実施すべき施策を「郵便局データ活用推進ロードマップ」として公表したところ（令和4年7月29日）。郵便局データ活用推進ロードマップにおける取組・施策の実施に際して、有識者から助言を得ることを目的として、「郵便局データ活用アドバイザーボード」を開催する。

## 2 名称

本アドバイザーボードは、「郵便局データ活用アドバイザーボード」と称する。

## 3 検討事項

- (1) 郵便分野ガイドラインの解説に追記された公的機関等へのデータ提供（災害、税、弁護士会照会）の具体的運用に当たっての助言
- (2) 日本郵政・日本郵便のデータ活用に関する施策の定期的なフォローアップ
- (3) 郵便局データの新たなニーズに関する意見交換
- (4) 新たなニーズを踏まえた郵便分野ガイドラインの解説への追記

## 4 運営(略)

## 5 議事の取扱い(略)

## 6 開催期間(略)

## 7 庶務(略)